

議題

神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進計画（一部改定案）について

<事務局より資料 1～5 について説明>

（海原委員）

資料 1 の一部改定の趣旨ですが、「平成 30 年 3 月に改正された条例の内容を計画に新たに組み込むこと、今般、計画の一部改定案を作成した」というのが、今回の推進計画の趣旨と書かれています。条例の第 12 条「実態調査等」で、「知事は、おおむね 5 年ごとに実態調査を行う」とあり、平成 28 年に実態調査を実施しています。さらに附則で「施行日から起算して 5 年ごとに条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と書いてありますが、これは県民が読むと、中間評価に基づいて条例を改正し、その条例の内容を推進計画に入れると読み取れます。しかし、今回の中間評価では計画に対してあまり影響はないと捉え、計画へは、あくまでも条例改正についてのみ反映させているため、政策マネジメントについて少し違和感を感じます。

（事務局）

今回、条例の改正を受けての計画の一部改定ということで、素案段階より皆様へ諮らせていただいております。委員の仰るとおり、計画におきましては、第 12 条にあるように定期的の実態調査をしております。実際に平成 28 年度調査の結果を中心に、中間評価を実施し、前回の協議会の中で報告書（案）を示させていただき、先日公表したばかりです。その結果を計画に反映させることも一つの考え方としてはございますが、今回につきましては、25 年度から 34 年度までの 10 年間の計画に対して、大きく目標や方向性を変えるような結果はなかったという判断をした上で、中間評価の内容に基づいた改定は考えませんでした。今回は条例の改正に基づく一部改定のみさせていただくことを、事務局としては判断させていただきました。

（海原委員）

中間評価の結果で、特に影響を与えるものはないというご判断をされているのであれば、特に異議はございませんが、PDCA を謳っている以上、計画が計画で終わる事がないように、適正な施策等を行っていただきたいです。

（石井会長）

他にございますか。

（荒川副会長）

35 ページのオーラルフレイル改善プログラムについてですが、これは神奈川県歯科医師会で行っているものでしたか。

(事務局)

そうです。神奈川県歯科医師会に県が委託して行っているものです。

(荒川副会長)

咀嚼機能を測定する機材の写真ですが、特定のメーカーのものを県計画に載せることは適切ではないので、イラストにして記載するなどがよいと思います。

(事務局)

わかりました。検討いたします。

(荒川副会長)

また、71 ページの用語解説の「フレイル」ですが、フレイルというのは通称で、正確な言葉ではなく、「frailty (フレイルティ)」の略語ですので、やはり「frailty」も入れたほうがよいと思いました。

(石井会長)

老年医学会が、frailty をフレイルという用語として造語しています。

(荒川副会長)

また、解説の内容について、高齢になることで筋力や精神面が衰えるとありますが、筋力の低下というのはサルコペニアであり、筋力が衰えることによって、運動機能が衰えることがフレイルではないでしょうか。正しくは「運動機能や精神機能」だと思います。

(石井会長)

老年医学会で定義されているので、その定義を用いるとよいと思います。

(事務局)

老年医学会の定義を参考にいたします。

(石井会長)

他はいかがでしょうか。

それでは委員からいただいたご意見については、資料4の対応案のように対応させていただきます。

また、パブリックコメントについても、資料5の対応案でよろしいですか。

パブリックコメントへの県としての回答の公表はどのように行うのですか。

(事務局)

通常、県民意見の場合は、お手元の資料でお示した台帳の形で、ホームページ上に掲載してお答えを返していくこととなります。計画の決定のタイミングと同時期にお返しする予定です。

(石井会長)

10月の県議会ということになりますか。

(事務局)、

そうです。9月からの定例会で、厚生常任委員会が10月に開催されますので、そこで議論を行い、問題がなければ、事務局として決定という形で計画をまとめ公表するので、そのタイミングと同時期となると、10月の中旬以降になるかと思います。

(石井会長)

他はよろしいでしょうか。それでは、この計画について承認いただけたものとみなします。その他なにかございますか。

(海原委員)

県は勧奨という言葉を使っている、委員の方が推奨という言葉を使っていますが、これはどういう使い分けをするのでしょうか。

(事務局)

委員からのご意見の5番の、26、27、29 ページのところでもよろしいでしょうか。「以下の3点について計画に盛り込んでいただきたい」というご意見の方では「推奨する」という表現になっていて、例えば「歯科検診を推奨する」という表現になっていますが、これに対して県の対応のところは、「条例に盛り込まれた『歯科検診の受診』は、全ライフステージに対して勧奨を行うものである」という表現で回答させていただいていることについてでもよろしいでしょうか。

条例をご覧くださいますと、80ページの第10条(6)の一番下に、「乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、歯科検診及び歯科保健指導を定期的に受けることの勧奨を行うこと」というように、県の条例においては勧奨という用語を使っておりますので、ご意見に対する対応案としては勧奨と記載をさせていただきました。今回のご意見にある推奨とは、勧奨と同じ意味で仰っていると思ひまして、条例を念頭に置いた表現でご回答させていただきました。

(海原委員)

一般的に、社会では推奨という言葉を使い、勧奨というのは割と公務的に使うのですが、勧奨というのはどういう意味ですか。

(事務局)

学校の健診等では、受診勧奨という言葉を使い、行政としても勧奨を使っています。

(石井会長)

他にご意見ございますか。

事務局からなにかありますか。

なければ、本日の予定されていた議題の協議はすべて終了しましたので、事務局にお返しします。

(事務局)

石井会長ありがとうございました。委員の皆様、本日はありがとうございました。

本日、皆様からいただいたご意見を反映させた計画一部改定（案）を神奈川県議会第3回定例会で厚生常任委員会に報告させていただきたいと思えます。次回の開催予定は、現在のところ、来年度を予定しております。

それではこれもちまして閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。